

重要事項説明書

(令和 6年 8月 1日現在)

1. 医療法人栄仁会概要

・医療法人栄仁会 宇治おうばく病院	・医療法人栄仁会 訪問看護ステーションおうばく
・医療法人栄仁会 京都駅前メンタルクリニック	・医療法人栄仁会 訪問看護ステーションそらく
・医療法人栄仁会復職トレーニング専門デイケアバックアップセンターきょうと	・医療法人栄仁会ぐるーぷほーむ ぴあ
・医療法人栄仁会 新田辺診療所	・医療法人栄仁会ぐるーぷほーむ のあ
・医療法人栄仁会 デイサービスでんでんむし	・医療法人栄仁会ぐるーぷほーむ みむろど
・医療法人栄仁会 ケアプランセンターおうばく	・医療法人栄仁会 相談支援事業所 おうばく
・医療法人栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく	・医療法人栄仁会 ワークネットきょうと
・医療法人栄仁会 訪問看護ステーション京たなべ	

2. 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	医療法人栄仁会ケアプランセンターおうばく
所 在 地	京都府宇治市五ヶ庄戸ノ内7番25
管 理 者 の 氏 名	田 中 一 郎
介護保険指定番号	2671200596
サービス提供地域	宇治市、城陽市、八幡市(八幡市八幡に限る)、京田辺市、京都市伏見区(石田、日野、醍醐、小栗栖、向島に限る)

3.運営方針

- 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行ないます。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行ないます。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行ないます。
- 事業の運営にあたっては、保険者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。
- 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援を行います。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるように努めます。
- 前6項の他「宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年宇治市条例第31号)」等の関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施す致します。

4. 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤(専任)	常 勤 (兼務)	非 常 勤 (専任)	業務内容	計
管理者	介護福祉士 ((主任)介護支援専門員)		1名		ア 管理者は事業所の介護支援専門員等その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 イ 管理者は事業所の介護支援専門員等その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 ウ 管理者は主任介護支援専門員である。	1名
(主任) 介護支援専門員	精神保健福祉士	1名			3の運営方針に基づく業務にあたる。	3名
	介護福祉士	2名				
介護支援専門員	介護福祉士	3名				3名
事務職員				1名	事務管理	1名
合計					介護支援専門員 7名 事務員 1名	

5. 営業時間

月曜日から土曜日 及び祝日	午前8時30分～午後5時30分
日曜日	

※緊急連絡電話 ①090-9619-5964(携帯電話)

②080-6120-6634(携帯電話)

※緊急の場合等、24時間の連絡体制を確保しております。営業時間内は0774-33-1417にお願い致します。

6. 利用料金(単位)

地域加算 1単位=10.42円

(1) 介護報酬

居宅介護支援費(Ⅰ)

区分		サービス利用料金:円 (単位)	介護支援専門員1名あたり取扱件数
居宅介護 支援(ⅰ)	要介護1・2	11316円 (1086単位)	45件未満
	要介護3.4.5	14702円 (1411単位)	
居宅介護 支援(ⅱ)	要介護1・2	5668円 (544単位)	45件～60件 未満
	要介護3.4.5	7335円 (704単位)	
居宅介護 支援(ⅲ)	要介護1・2	3396円 (326単位)	60件以上
	要介護3.4.5	4397円 (422単位)	

各加算

初回加算	3126円 (300単位)	新規及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	
特定事業所加算(Ⅱ)	4386円 (421単位)	<p>①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している。</p> <p>②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置している。</p> <p>③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。</p> <p>④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。</p> <p>⑤当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。</p> <p>⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。</p> <p>⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</p> <p>⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。</p> <p>⑨指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満である。</p> <p>⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。</p> <p>⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。</p> <p>⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。</p>	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2605円 (250単位)	病院又は診療所に入院したその日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。
	(Ⅱ)	2084円 (200単位)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。
(Ⅰ)入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。			
(Ⅱ)営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。			
退院・退所加算			
	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	医療機関や介護保健施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス計画等の利用に関する調整を行った場合。
連携1回	4689円(450単位)	6252円(600単位)	
連携2回	6252円(600単位)	7815円(750単位)	
連携3回	×	9378円(900単位)	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2084円 (200単位)	当該病院又は診療所の職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合。月2回迄。	
ターミナルケアマネジメント加算	4168円 (400単位)	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	
特定事業所医療介護連携加算	1302円 (125単位)	前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る医療機関等の連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定した場合。	
通院時情報連携加算	521円 (50単位)	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。利用者一人につき、1月に1回の算定を限度。2021年度より適用。	

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき上記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受ける事が出来ます。

(2) その他の料金

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものにかぎり、徴収させて頂きます。

7. 個人情報の保護及び秘密保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

8. 虐待の防止について

事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応等に努めております。

9. 身体拘束の適正化

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし利用者または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない時、利用者または身元引受人等に説明し同意を得た上で最小限度の拘束を行う場合があります。その場合、身体拘束を行った日時、理由等についての記録を行います。また、事業所として身体拘束を無くしていくための取り組みを以下の通り行います。

- 1 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 2 非代替性 身体拘束以外に利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことを阻止することが出来ない場合に限ります。
- 3 一時性 利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解除します。

10. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害の両方の事業継続計画を策定します。

11. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 居宅介護支援の実施概要等

当事業所には、「認知症」・「高齢者」・「精神」の経験の豊富なケアマネジャーを配置し、どのようなケースにも対応できるよう努めておりますので、安心してご利用ください。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	ご相談ください。ただし、担当人数の上限に達している場合など、お応えできない場合もございます。

調査(課題把握)の方法	—	独自方式
課題分析の手順	—	主訴をもとに、生活上の可能性や困りごとを明らかにして、プランを立てていきます。
介護支援専門員への研修の実施	○	月1回研修を実施
介護支援専門員1名あたりの取り扱い数	○	常勤換算1につき、45名未満

12. 相談、要望、苦情の窓口

(1)ご利用者相談・苦情担当

担当 田中一郎
電話 0774-33-1417

(2)その他

又、当事業所以外に各サービス提供地域の市町村の介護保険相談・苦情窓口でも受け付けています。

1. 宇治市役所	電話:0774-22-3141(代)
2. 城陽市役所	電話:0774-52-1111(代)
3. 八幡市役所	電話:075-983-1111(代)
4. 京田辺市役所	電話:0774-63-1122(代)
5. 京都市伏見区役所	電話:075-611-1101(代)
6. 醍醐支所	電話:075-571-0003(代)
7. 京都府国保連合会	電話:075-354-9011(代)
8. 京都府山城北保健所	電話:0774-21-2191(代)

13. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時、速やかに利用者家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2) 事業者は、事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合には、速やかにその賠償をします。

ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

----- 重要事項を同意をする場合は以下の確認をすること -----

上記の重要事項を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業所が署名押印の上1通ずつ
保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者は、居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項
を説明し、理解を得られたことを確認し、重要事項説明書を交付しました。

事業者

所在地 宇治市五ヶ庄三番割32番地の1
名称 医療法人栄仁会
代表者 三木秀樹

事業所

所在地 宇治市五ヶ庄戸ノ内7番25
名称 医療法人栄仁会ケアプランセンターおうばく
管理者 田中一郎

説明者 氏名

利用者は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、
理解したうえで、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者

住 所

氏名

印

身元引受人は利用者と共に重要事項の説明を受け、理解致しましたので、遵守致します。また、
利用者が重要事項説明書に記名押印できない場合は利用者の同意意志を確認の上、利用者に
代わって署名捺印致します。

身元引受人

住 所

氏名

印